

基地論—日本本土・沖縄・韓国・フィリピン

林 博史

はじめに	1
第一章 アジア太平洋戦争と戦後基地計画	2
第一節 アジア太平洋戦争下の戦後基地計画	2
第二節 冷戦と前方展開戦略	3
第二章 米軍事基地網の再編—一九五〇年代	5
第一節 朝鮮戦争と軍事同盟網の形成	5
第二節 朝鮮戦争後の東アジア政策の再編	6
第三節 東アジア諸国・地域の分断	9
第三章 東アジアにおける米軍と性売買	10
第一節 米軍の性対策	10
第二節 米軍基地と性売買	11
おわりに	14

はじめに

アメリカ国防省は二〇〇四年九月末現在、米国内外を合わせて二七四八か所、二二万平方キロの敷地に五七万一九〇〇あまりの施設を有している。そのうち国外には、三九か国に七七〇か所、二七〇〇平方キロ、一〇万五三六六の施設を配している。施設数で多いのは、ドイツ三〇二か所、日本一一一か所、韓国一〇六か所の順であるが、面積と配備人数（軍人軍属、勤務者を含む）では日本と韓国を合わせるとドイツを上回っている。兵力の配置で見ると、イラク戦争開始前の二〇〇一年末現在、全兵力二三八万四八二人中、海外配備が二五万五〇六五人を占めているが、そのうち海上配備を含めて九万あまりが極東に配備されている。

東アジアの米軍基地網が作られたのは、直接には日本との戦争がきっかけであった。今日、米軍の駐留人数が多い国を見ると、ドイツ、日本、韓国、イタリアの順となっており、いずれも第二次大戦の敗戦国とその植民地である（戦争中のイラクを除く）。ただそれ以外にも米軍基地は展開しており、おおよそ現在のような状況になったのは一九五〇年代である。東アジアの米軍基地は日本軍基地を受け継いだもの、その後、特に朝鮮戦争期など一九五〇年代に新たに接収されて建設されたものなど出発時期はいくつかに分かれるが、その形成と再編は一九五〇年代末に一つの区切りを迎える。

そこで本章では、第二次世界大戦中から一九五〇年代を対象に米軍基地の形成過程を分析するとともに、それが東アジアの民衆にとってどのような意味を持ったのかを考えたい。その際に米軍と性売買を一つの問題として取り上げる。

東アジアの米軍基地」という場合、厳密な意味での東アジア（日本・沖縄、朝鮮半島、中国・台湾）だけでなく、フィリピン、インドシナ、マリアナなども含めて考察する。

一 アジア太平洋戦争と戦後基地計画

1 アジア太平洋戦争下の戦後基地計画

アメリカは一九世紀半ばには西海岸まで領土を拡大し、さらに一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてハワイ、フィリピン、グアム、プエルトリコを獲得、さらにキューバを実質的に保護国にした。また中国やパナマにも軍隊を駐留させるようになった。こうしてアジア太平洋地域への米軍の配備が始まったのである。

ただフィリピンの植民地化を問題視する議論は強かったし、太平洋の反対側のフィリピンは防衛するには不利な条件が多かった。ルソン島のスービックを海軍の拠点として整備する構想もあったが、結局、海軍はハワイを太平洋地域の海軍拠点として整備することとし、アジア地域への米軍駐留はそれほど重視されなかった[Dingman 1982, pp. 7-12, 中野二〇〇三、一六四―一六八頁、川上二〇〇四、二〇―二二頁]。

一九二〇年代から三〇年代にかけては、陸海軍と海兵隊を合わせた米軍の総兵力は二五万人前後で推移し、海外での駐留もそれほど大きなものにはならなかった。しかし第二次世界大戦の勃発という情勢のなかで一九三九年以降、軍事力強化が進み、同時にニューファンドランドをはじめ周辺地域への基地建設が始まった。そして太平洋戦争の勃発後、アメリカがアジアとヨーロッパの両戦線に参戦することにより、世界的に米軍の配備、基地建設、海空の交通網の整備がおこなわれるようになった。対日戦のための米軍基地とそのネットワークは、日本の敗戦までにはマリアナ、フィリピン、沖縄という太平洋西端までつながった。

戦争中から戦後をにらんだ基地計画の検討が始められていた。一九四二年一月、ルーズベルト大統領は統合参謀本部 JCS に対して、戦後に作られるであろう国際警察軍の空軍施設の研究を指示した[エルドリッジ二〇〇三、一〇頁、川上二〇〇四、二二頁]。統合参謀本部は、大統領の指示を利用して、米国の安全保障のための戦後基地計画の検討を開始した。統合参謀本部は四三年一月には大統領に JCS 570 を提出、対日戦のための基地と、戦後四大国によって維持される基地のプランを示した[HJCS, p. 139]。そのなかで、戦争終了後、国際組織による安全保障体制が整備されるまでの段階において、アジア太平洋地域に三九、大西洋などに三三の空軍基地を確保することを提案している。このプランは「基地聖典 Base Bible」と呼ばれ、基地建設にとって重要な文書となった[Weeks 1999, p. 15]。四四年一月には統合参謀本部は、日本の委任統治領は米国の防衛にとって決定的な関係を有している。それらの地域を米国が保有し管理することは我が国の安全保障にとって緊要である(JCS 656/1)と主張し、サイパンなどのマリアナ諸島を米国が保有する必要性を明確にしていた[HJCS, p. 150]。ただししばらくは当面の戦争遂行が優先されて、この戦後基地計画の準備は進まなかった。

統合参謀本部の中で戦後基地建設問題が改めて本格的に議論されるようになるのは、ドイツの降伏、沖縄戦の最中という状況下の四五年五月からであった[HJCS, p. 140, エルドリッジ二〇〇三、一六頁]。こうして始まった議論は、一九四五年一〇月に JCS 570/40 「軍事基地とその権利の必要性に関する総合的検討」として結実した³⁾。この中で確保すべき基

地を四つのレベルに分けている。アジア太平洋地域ではハワイとならんで、フィリピン、マリアナ、琉球などが最重要基地とされ、小笠原や中部太平洋のいくつかの島々が第二重要基地としてリストアップされている（表1）。

戦後基地計画は、当初は連合国の協調を前提としていた側面があつたが、統合参謀本部が四五年八月三〇日に統合参謀本部に提出した報告書ではソ連の脅威を認識しており、対日戦のための基地建設から対ソ戦を想定した冷戦下の基地建設へと性格が修正された[HJCS, p.66]。

沖縄について言えば、九月二七日のJCS570/34では、琉球は第二重要基地群に入れられていたが、陸軍航空隊や海軍の要求により最重要基地に格上げされた。ただマリアナなど旧日本委任統治領と琉球をどのような形で確保するのかという問題は残されており、JCS570/40ではマリアナや琉球については「米国の排他的な戦略的支配のもとに置かれるだろう」という抽象的な言い方になった。いずれにせよ米国の安全保障のためにフィリピン、マリアナ、琉球を確保し基地建設する必要性は強く認識されていた。これは日本の真珠湾攻撃など太平洋戦争の経験から学んだ教訓であつた。

二〇世紀初頭のフィリピン領有後においては、東アジアあるいは西太平洋への関心が弱かつたのに比べ、一九四五年時点ではアメリカ政府やマスメディア、国民の意識は明らかに変わっていた。マッカーサーやニミッツ、ハルゼーなどの将軍たちの名前は米国内でも有名になり、四三年二月の世論調査では五三%が主要な敵は日本と答えていた。血をもつて獲得したものは永久に保持すべきである」米国は、陸軍兵士や水兵、海兵隊員たちがそのために死んだハワイ以西の島々を保持すべきだ」という統合参謀本部議長ウィリアム・リーヒ提督の言葉を多くの国民が支持していた[Dingman1982, pp.32-33]。また軍としても、核兵器の開発により、空軍基地と空母主体の海軍を重視し、敵の近くで作戦を展開するために、前進基地の重要性が認識されるようになった[Weeks1999, p.17]。ただこの時点では、日本、朝鮮半島は含まれていないし、ヨーロッパ諸国もこれらのリストにはない。この段階では、そうした国々の本国に基地を配備することはまだ想定されていなかった。

この戦後基地計画は順調に進められたわけではない。戦争終結にともない、将兵の復員が進み、総兵力は一九四五年六月末時点の一二二万人から四六年六月末、三〇三万人、四七年六月末、一五八万人と急速に縮小した[DoD]。また戦争中は米軍駐留を受け入れていた国々も米軍の撤退を求めた。四六年三月には海軍作戦本部長ニミッツ海軍提督が基地要求は過大すぎると批判し、見直しがなされることになった[HJCS, p.148]。ただ太平洋戦争の経験が、平時から米本国から遠くはなれた前方に米軍を展開させる前方展開戦略を本格的に実施する契機となつたことは見落とせない。

2 冷戦と前方展開戦略

一九四六年春から始まった見直し作業の詳細は紙数の関係で省略するが、東アジアの主な地域について整理しておきたい。

フィリピンについて統合参謀本部は、日本を仮想敵国と想定した大戦中の戦略の延長線上に多くの基地群を維持する方針を作成していた[HJCS, p.158, 中野二〇〇三、伊藤 25]。しかし四六年六月から始まった米比基地交渉でフィリピン側が、米軍の植民地特権の廃止や首都からの基地撤収などを主張して米側と対立すると、米軍内でフィリピン基地不要論

が浮上してきた。アイゼンハワー陸軍参謀総長は、陸軍の全面撤退を提言した。同年二月陸海軍・国務省の三省調整委員会 USWZCC は、フィリピンには海軍の補給基地のみ残り陸軍は全面撤収する方針を決定した (USWZCC 3401)。フィリピン政府は米軍の特権的な扱いには抵抗しながらも、日本軍国主義の復活を恐れ自国の安全保障のために米軍駐留を望んだ。結局、四七年三月に調印された米比基地協定では、クラーク空軍基地とスービック海軍基地などを九九年リースで使用することを取り決めた。ただ米軍は全体としては日本本土と沖縄をより重視していた。

朝鮮半島については、米軍は一貫して米軍基地をおくことについて否定的な姿勢をとった。朝鮮半島への駐留は米国の安全保障上、ほとんど役に立たず、戦争の際にはかえって弱点になる、もしアジア大陸で軍事作戦を取る場合があつたとしても朝鮮半島は無視されるだろうという判断だつた (四七年九月統合参謀本部から国防長官宛メモ [HJCS 47, p. 27])。後の五〇年一月のアチソン国務長官の演説、すなわち「米国の極東の防衛線」は

「アリューシャンから日本、そして琉球諸島を経てフィリピン群島にいたる」とした演説に示されているように、朝鮮半島はその防衛ラインに含まれていなかった。実際に、米軍は四九年四月までに軍事顧問団を残して韓国から撤退していた。

マリアナ諸島は、米国の意図通り、四七年に国連から米国の戦略的信託統治領と認められ、米軍が排他的に軍事利用できることとなつた。ただここには沖縄は含まれなかった。

沖縄については、米軍は軍事拠点として確保したいと考えていたが、その意志通りには進まなかった。それは国務省が沖縄を日本に返還することを主張し、米政府としての見解を統一できなかったからである。また沖縄を保持するにしてもどのような形で保持するか、つまりマリアナ諸島と同様に国連の戦略的信託統治領にするのかどうか、という難しい問題を抱えていた。

沖縄では本土進攻作戦のための基地建設が戦争終結によつてストップした後、四六年七月に沖縄工兵地区が編成されて陸軍と空軍のための基地建設計画が立てられた。しかし四七会計年度には予算がついたものの、四八年度は予算がつかず建設はストップ、さらに四八年秋から翌年夏にかけて三つの大きな台風によつて総額九五〇〇万ドルにのぼる大きな被害を受けて深刻な状態にあつた。米本国で沖縄の将来設計が決まらない状況の下で、沖縄に駐留する米軍は長期的な展望も方針もないままに置かれた。そのため沖縄は米軍内部からも「忘れられた島」「落伍者のはぎだめ」などと自嘲的に呼ばれ、軍紀は乱れ米兵による犯罪も多かつた(沖縄県史、七―一七四頁)。その後、ようやく四九年五月国家安全保障会議 NSC は NSC 133 を承認し、北緯二九度以南の沖縄を「長期的に保持」すること、沖縄での軍事基地の拡充をおこなうことを決定した。そして一九五〇会計年度予算に五千万ドルをこえる基地建設予算を計上、一〇月にはシートズ准将を新しい琉球軍司令官兼軍政長官に任命し、基地建設を本格的に開始した。

日本本土については当初、米国務省などは日本を連合国の国際的管理下におき、非武装化することを構想していた。マッカーサーも沖縄を軍事拠点として確保することを条件に日本の非武装化を考えていた。しかし冷戦の進行、特に朝鮮半島の分断、中国での共産党政権の成立という情勢の変化の中で、日本を軍事拠点として確保する意思が米政府内で強まり、一九四八年一〇月 NSC 132 としてまとめられた。これは冷戦状況のなかで日本の共産化を防止し政治的経済的安定をはかることを主眼とするもので、対日政策転換を示す

ものであった。さらに四九年五月には前述のように NSC43/3 が承認され、琉球を長期的に保有する方針が決定された。その後、日本、沖縄、フィリピンなど東アジア地域への政策の検討が始まり、四九年一二月 NSC48 「アジアに関する米国の立場」が承認された。ここで日本を含むこれらの地域を軍事的に確保する必要性が位置づけられた。他方、極東軍総司令部では四九年四月に戦争計画「カンパウダー」第二版が作成されており、そこではソ連との核兵器を含む戦争が想定され、日本は米ソが争う戦場と想定されていた(荒一九九八、三一七頁)。マッカーサーもようやく日本に基地を保有し続けることに同意するようになり、日本本土内で米軍を移動させながら自由に作戦行動がとれるような全土基地方式をマッカーサーは主張するようになった。そして朝鮮戦争勃発後の五〇年九月 NSC60/1 が採択され、そこでは「日本の必要と思われる場所に、必要と思われる期間、必要と思われる規模の軍隊を保持する権利」を認めさせることが決定された。これに基づいて、対日講和、日米安保条約締結へと進んでいくことになる。

二 米軍事基地網の再編―一九五〇年代

1 朝鮮戦争と軍事同盟網の形成

一九四九年一〇月の中華人民共和国の成立、さらには五〇年六月に勃発した朝鮮戦争は、アメリカの軍事戦略にとって大きな転換点になった。

北朝鮮の進攻によつて始まった朝鮮戦争に対してアメリカはただちに米軍を朝鮮半島に投入、同時に国連安保理において北朝鮮非難と軍事制裁を決定した。さらに台湾海峡に第七艦隊を派遣して台湾を確保する決意を示し、日本に対しては軍事拠点として利用するだけでなく、警察予備隊を作らせた。

朝鮮戦争の遂行のうえて米軍の出撃基地としてだけでなく兵站補給基地、軍事物資の供給、将兵の休養などさまざまな点で日本は重要な役割を果たし、日本を軍事的に確保する重要性は一段と強く認識されるようになった。その結果、米軍が特権を保障され自由に軍事行動をできるような日米安保体制が作られた。また五一年五月に採択された NSC48/5 では、講和後の日本再軍備が明確にうたわれるようになり、日本の再軍備計画が米軍内で具体的に検討されるようになった。警察予備隊は五二年には保安隊と海上警備隊に発展し、五四年には陸海空がそろった自衛隊にまで成長した。

沖縄では五〇年に入ると基地建設ブームがおこっていた。海軍は横須賀を重視して沖縄から撤退しつつあったが、朝鮮戦争が始まるとあらためて沖縄の重要性が評価され、那覇海軍航空基地が再開された。ただ朝鮮戦争のために基地建設は遅れた。朝鮮戦争が一段落しはじめた五三年会計年度よりあらためて基地建設予算を増額し、基地建設を促進させた。これに関連して五二年一二月の布令第九一号「契約権」、翌年四月の布令第一〇九号「土地収用令」が出され、五三年には真和志村安謝・銘刈、小禄村具志で、五五年には伊江島真謝、宜野湾村伊佐浜などで銃剣とブルドーザーによる暴力的な土地接収がおこなわれた。五四年三月には軍用地料一括払い計画が発表された。これは低額の借地料一六・六年分を一括で払うことで永代借地権を設定しようとするもので、永久的に土地取り上げをはかるものとして住民による反対闘争が繰り広げられることになる。

朝鮮半島では、五一年春から北緯三八度線をはさんでの一進一退の停滞状況になり、七月から停戦会談が始まった。戦争開始後ほぼ一年がたった五一年五月には国家安全保障会

議は NSC48/1 を承認し、事実上、軍事的統一をあきらめる方針を決定した。同時に休戦後は撤退するという方針も確認された。その後統合参謀本部は朝鮮半島への米軍駐留を継続する方針に転換した。中立化が覆され、朝鮮半島全土が共産主義支配下に入ることを怖れたからであった。五三年七月の休戦協定の締結に続いて、一〇月に米韓相互防衛条約が結ばれた。アメリカが大陸への関与を公式に認めたものとして重要な軍事同盟であるが、ただこの条約は李承晩政権から休戦協定への同意を取り付けるために結ばれたという性格が強く、米軍の自動的な参戦義務は課しておらず、軍の消極さを示していた。その後、米政府内では朝鮮半島の中立化構想は後退していき、米軍の駐留、韓国軍の強化など反共の最前線拠点としての韓国の確保・強化が図られていくことになる〔李鍾元一九九六、四一―五三頁〕。

中国共産党政権の誕生と朝鮮戦争はフィリピンの重要性を認識させる契機となった〔HJCS47, pp.271-273〕。五〇年一二月の NSC84/2 ではフィリピンの親米政権を維持するために軍事的・経済的援助をおこなうことが確認された〔伊藤 5、一〇頁〕。五一年八月、対日平和条約が調印される直前に米比相互防衛条約が調印された。これは日本軍国主義の復活を警戒するフィリピンの安全保障のためという性格が強い。アメリカにとっては、基地を確保するというよりは、フィリピンの親米政権の政治的安定がなによりも重要であった。

米比相互防衛条約に続いて、九月にオーストラリア・ニュージージーランドとの間でアンザス ANZUS 条約が結ばれた。ここでも日本軍国主義の復活と侵略への警戒が前提となっており、両国から平和条約への支持をとりつける見返りという性格をもっていた。米比条約とアンザス条約については、日本への警戒がアメリカとの軍事同盟の締結を促すという側面があった〔古関二〇〇二、八四―九四頁〕。

アメリカは、五四年一二月に台湾と米台相互防衛条約を締結、同年九月には東南アジア集団防衛条約 SEATO を締結した。後者にはアメリカ以外に英仏豪比、タイ、パキスタン、ニュージージーランドが参加している。軍事同盟条約ではないが、同年七月に調印されたインドシナ戦争にかかわるジユネーブ協定にアメリカは調印せず、フランスが引揚げたあと、インドシナへの軍事的・政治的介入を強めていった。

こうして一九五〇年代なかばまでにアメリカの軍事同盟網が東アジアから東南アジアにかけて張り巡らされ、東アジア・東南アジアへの軍事介入態勢を整備し、アメリカの政治的影響力を確保するバックボーンとなった。

2 朝鮮戦争後の東アジア政策の再編

一九五三年一月、長年続いた民主党政権に代わって、共和党のアイゼンハワー大統領が就任した。朝鮮戦争下で増大した軍事費を削減して赤字財政を改善し、また三五〇万人に膨れ上がった米軍を削減することも意図された。そうした軍縮をおこなうために、通常兵力は削減しながら核戦力を重視することにより、少ないコストで強力な軍事力を維持し、同時に同盟国に防衛分担を求める政策をとった。局地的紛争のための通常戦力、特に陸軍については同盟国に期待された。

五四会計年度より軍事費の削減がおこなわれ、総兵力は三五五万人（五三年六月末）から二四九万人（五九年六月末）にまで削減された。削減された一〇六万人のうち陸軍が六六万人を占め、相対的に空海軍の比重が増大した。空軍の重視は核戦略との関連だった。

同盟国に陸軍の増強を求めたのはこうした米軍再編の一側面でもあった。

日本の再軍備問題はアイゼンハワー政権にとって重大な関心事であった。政権発足当初より、日本における中立主義的感情、反米感情の高まりが在日大使館から報告されていた。五三年五月に駐日大使として赴任したアリソンは、日本人の多くが再軍備を嫌っており、あまり強い圧力をかけるのは逆効果だと認識していた〔植村一九九五、一四六一―一四七頁〕。同年六月に採択されたZSC125/6では「日本の経済力に見合った防衛力増強を行うよう奨励する」とされた。経済力に見合った」という文言を入れることによつて過大な圧力は控えようとする国務省と大統領の考え方が採用されたのである。一〇月にはZSC162/2、つまり大量報復戦略として知られるようになる国家安全保障政策が採択され、同盟国の軍事力、特に陸軍が重視されることになった。しかし日本に対しては、軍事力の増強を望みつつも、五四年八月「再軍備の促進よりも政治・経済的安定を優先する」政策が採用されることになった（ZSC5429/2）。さらに吉田内閣が倒れ、鳩山内閣に代わっていた五五年四月には、日本の政治的経済的安定を優先し、「日本が維持する軍事力の全体の規模と構成は、実際に日本政府が決定する」という政策を採用、軍事力増強の圧力は控えることが確認されたのである（ZSC5516/1）〔植村一九九五、一六七一―一七二頁、池田一九九九〕。

アメリカのこうした政策の修正は、日本の政治社会状況を危惧したからだだった。五四年三月のビキニ水爆実験における第五福竜丸の被爆を契機とした原水爆禁止運動の国民的盛り上がりは、アメリカにとっては憂慮すべき事態であった。また米軍基地に反対する基地闘争は全国に広がっていった。青年女性運動や労働運動も高揚し、そうした民衆運動を背景に左派社会党が選挙のたびに議席を伸ばしていった。一九五〇年代の中ごろには、日本国憲法への支持、特に憲法第九条への支持が広がって多数派になり、米軍駐留への否定的な世論も増えていた。外交政策についても親米路線よりも中立に支持が集まり始めていた〔藤原一九九五、一三二―一三五頁〕。占領の継続のような米軍の駐留に対する反発や中立への志向は革新勢力だけにとどまらず保守勢力の中にも強く存在していた。国際的にも朝鮮戦争やインドシナ戦争の休戦、中国とインドによる平和5原則の提唱と五五年四月に開かれた第一回アジア・アフリカ会議に示されるように非同盟運動が脚光を浴びていた。ソ連は五三年のスターリンの死亡後、平和共存の動きを見せていた。こうした状況下で、日本を同盟国として確保するためには中立主義への傾斜を抑え、反米感情を刺激しないことが求められた。

こうして日本に対するアメリカの圧力が軽減され、日本は憲法を維持しながら漸進的な軍事力増強を進めていくことになったが、比較的軍事負担が少なく経済成長に政策的にも経済的にも力を傾けることができるようになった。

在日米軍についても再編がおこなわれた。五五年八月に訪米した鳩山内閣の重光葵外相は在日米軍の撤退を申し入れた。在日米軍の演習などによる日本民間人への被害や米兵による犯罪、基地周辺での性売買の横行など日本国民から反感をかう状況が広がっていた。

朝鮮戦争の休戦を受けて、東アジアの米軍の再配置が検討されたが、五四年四月韓国に陸軍歩兵二個師団を残すこととし、同年二月日本にいた第二四歩兵師団を韓国に移した。五七年には第一騎兵師団を米本国に引揚げ、陸軍の戦闘部隊は日本からいなくなり、補給通信などの後方部隊のみが残されることになった。また五三年から日本に配備されていた第三海兵師団は、五五年に沖縄に移動することが発表され、五七年までに沖縄に移駐した。

地上軍は陸軍だけでなく海兵隊もいなくなった。こうして在日米軍の兵力は、五四年六月末の一八万人余りから六〇年九月末には四万六千人にまで縮小した。主力は空軍二万七〇〇〇人であり、陸軍はわずか五五二八人しかいなくなった〔DoDc〕。また在日米軍基地の面積も独立回復時（一九五二年四月二十八日）の一三五二平方キロメートルから六〇年三月末には三三五平方キロメートルと約四分の一に縮小した〔沖縄県一九九六、一〇六頁〕。

こうした日本本土の軍事負担の軽減は周辺地域に影響を及ぼした。沖縄には第三海兵師団が移ってきて、新たな基地を要求した。現在海上基地建設予定地として問題になっているキャンプ・シュワブをはじめ、辺野古弾薬庫、沖縄最大の演習場である北部訓練場、キャンプ・ハンセンなどが海兵隊によって使用されるようになった。六〇年には普天間飛行場が空軍から海兵隊に移管された。今日の海兵隊基地の姿がほぼこの時期にできた沖縄県基地対策室二〇〇三。この結果、沖縄の米軍基地は五四年の一六二平方キロメートルから五八年には二六九平方キロメートルへと大幅に増加し、兵員も五〇年六月末の二万二四八人から六〇年九月には三万七四二二人と一・五倍に増えたのである〔DoDc〕。

沖縄に来たのは海兵隊だけではなかった。日本本土における原水禁運動に見られるような核兵器に対する反発は、安保条約をめぐる日米交渉にも反映し、核兵器の日本本土配備がやりづらい状況が生まれてきた。そこで核戦力の前進配備をおこなおうとしていたアメリカは日本本土を避け、沖縄と韓国に配備することとした。沖縄では五七年から使用開始したギンバル訓練場や瀬名波通信基地などに核ミサイル・メースBを配備した（一九七〇年に撤去）。韓国では五八年から核ミサイルや核地雷などが配備されるようになった（一九九一年撤去）〔李鍾元一九九六、一三四一―一四二頁〕。日本本土での核兵器の配備や基地の自由使用が困難になってきたことが逆にそうした無制限の自由が保障されている沖縄の重要性を浮上させることになった〔河野一九九四、第六章〕。

沖縄では五六年六月沖縄民衆の期待を裏切つて、基地継続使用を主張するプライス勧告が出され、それに抗して島ぐるみ闘争が展開された。米民政府は、本国内でも批判が強かった一括払いの中止を五七年四月に発表、地代を大幅に上げることによってようやく島ぐるみ闘争も終焉に向かった。沖縄に一層の軍事負担を押し付けながら、抵抗闘争を強圧と経済的譲歩によって抑えたアメリカは、統治の安定化をはかるために民生の向上をはかるべく、五八年にはB円（沖縄で四八年より使用されていた米軍発行の円表示B型軍票）をドルに切り替え、日本政府からの民生援助も受け入れていくことになる。ただすぐに復帰運動に直面し軍政を維持できなくなるが、他方で米軍基地とそれにとまなう経済的利益に依存する経済的体質や政治勢力が形成され、それが沖縄の民衆を分断し、日本復帰後も米軍基地を受け入れさせる受け皿になっていったことも指摘しておかなければならない。

韓国には歩兵二個師団など陸軍主体の米軍が駐留し、朝鮮戦争時よりは大幅に縮小したものの、五万以上の兵力が駐留した。それだけでなく、韓国は約六〇万人の軍を維持することになった。また台湾も約五〇万人の軍隊を維持した。日本の自衛隊が陸海空合わせて二〇数万人の規模であったこと、経済力・人口の違いを考えると、韓国と台湾は日本よりはるかに重い軍事負担を押し付けられることになった。

こうしたことは日本本土の民衆が望んでおこなったことではないが、東アジアの民衆が分断され、米軍のみが東アジアに軍事的政治的ネットワークを持っている状況では、矛盾は押し付けやすいところに押し付けられる結果となった。それはその地域の民衆の運動が

弱かったことを必ずしも意味しない。沖縄の島ぐるみ闘争は日本本土の基地闘争に比べ、人口比で考えればはるかに激しい闘争だったと言えるだろう。しかしアメリカにとって沖縄は強権で押さえられると見なされていた地域だった。

3 東アジア諸国・地域の分断

東アジアの状況を見ると、アメリカは軍事基地網を張り巡らせ、それぞれの政権を同盟者とし東アジアへの影響力を確保していた。しかし東アジア諸国、特に民衆レベルでの連帯協力は断ち切られていた。

日本本土では、アメリカの対日政策の転換にともない、それに応じた第二次吉田茂内閣が一九四八年一〇月に成立、その後の保守本流の出発点となった。日本の支配構造を見ると、天皇制は象徴天皇制に変わりながらも生き延び、天皇の側近グループなどアメリカに協力した勢力のなかから保守本流となる勢力が生まれてきた。外務官僚出身であり、また元内大臣牧野伸顕の娘婿である吉田はその典型的な人物だった。日本の旧支配層は、アメリカに協力し軍部を切り捨てることによつて生き残りをはかった吉田一九九二。かれらは日本の戦争責任のあいまい化をはかり、平和条約に戦争責任条項が入るのを防ごうとした。平和条約では東京裁判など戦犯裁判の判決を受諾するという項目が入ったが、賠償はきわめて限定されたものにとどまった。また軍備制限条項も入っていなかった。吉田首相は、在日朝鮮人の多くは共産主義者並びにそのシンパであるとして朝鮮半島に追い返そうとし、さらに韓国を講和会議に呼ぶことに反対した。日本の独立回復と同時に韓国・朝鮮人や台湾人の日本国籍を一方的に剥奪し、元日本軍人であつたかれらに対する援護を拒否した。旧植民地民衆への差別的な政策が実施されていった(田中一九九一、七〇頁)。

沖縄を米軍支配に委ねることも、むしろ日本側から提起された。一九四七年に昭和天皇がアメリカに対しておこなった、いわゆる天皇メッセージは、日本本土の安全保障のために沖縄の軍事占領継続をアメリカに依頼するものだった。

韓国においては、米軍政は、民族主義者の独立路線を否定し、日本の植民地支配に協力していた官僚や警察、すなわち対日協力者を利用して軍政をおこなった。後の韓国軍の中心になったのも対日協力者だった。韓国内に政治的基盤がなかつた李承晩は、対日協力者に依拠して政権を維持した。民衆の運動は、一九六〇年に四月革命として李政権を倒すが、翌年、軍事クーデターによつて朴正熙政権が誕生、その後、二〇年近く朴独裁政権が続いた。朴は、満州国軍学校を卒業してからさらに日本軍の陸軍士官学校を卒業、戦争中は満州で抗日運動の鎮圧に務めた。そうした政権下では、一面では日本の植民地支配を批判する言論が許され、民衆の不満のはげ口とされたが、他方では対日協力者への批判は許されず、植民地支配による被害者たちの声は封じ込められた。日本はそうした朴政権と国交を樹立し、支えることによつて、日本の植民地責任を封じ込めようとしたのである。そのため元日本軍「慰安婦」をはじめ被害者たちは民主化が進む一九九〇年代まで声を挙げるこゝとができなかつた。

台湾においては、戒厳令が敷かれ、国民政府の一党独裁体制が続いた。日本は中華人民共和国を敵視するアメリカの政策に従い、国民政府とのみ国交を結んだ。日米の支援を得て生き残りを図ろうとする国民政府は、対日賠償を放棄した。その結果、日本は中国に対する戦争責任を真剣に考えることなく済ますことになった。

フィリピンにおいては、フィリピン政府・民衆の日本への警戒と不信感は継続し、そのことがかえってアメリカ依存を強めてしまい、アメリカによる植民地支配の清算は進まなかった。ベトナムにおいては、ジュネーブ協定を無視したアメリカの介入によって南北統一は実現せず、その後、アメリカによる軍事介入が強化されベトナム戦争につながっていく。こうして東アジアにおいては、脱植民地化は挫折あるいはきわめて歪んだ形で不十分なままに終わってしまったのである。

日本本土における一定の民主化、比較的軽い軍事負担に対して、その周辺諸国・地域では親米の非民主的政権が継続した。アメリカにとって、東アジアの要にある日本への懐柔策（一定の民主化と軍事負担の軽減、経済安定の重視）は、周辺諸国・地域での軍事化、民主化の抑圧となって現れた。アメリカに対立していた中国や北朝鮮では、共産党の一党独裁体制が強化され、強い緊張が継続した。

アメリカは日本の戦争責任をあいまいにし、かつ軍備制限もつけずにその軍事力を利用しようとした。日本もむしろ冷戦状況を利用して戦争責任を棚上げ、あるいは否定する措置を実施した。植民地支配に対する反省も棚上げされた。そうしたことは、フィリピンやオーストラリアなどの対日警戒感を強め、アメリカとの軍事同盟締結を促すことになった。米軍の日本駐留は、日本の軍国主義復活を抑える役割を周辺諸国から期待される一方で、他方では日本の軍事力強化は、周辺諸国から不安に見られ、それがそれらの国々の対米依存を強めるという側面があった。

日本本土の民衆運動は、戦争責任・植民地責任の自覚は乏しく、その運動の視野は一国内にとどまっており、沖縄でさえもその視野に十分入っていたとは言えない。一九五六年にフィリピンと賠償協定が締結されたとき、日本社会党は「賠償額は日本の支払い能力を超えている。今後20年間日本の納税者はその負担を負わなければならない」と言って批判した（『朝日新聞』一九五六年五月一七日）。革新勢力の間でもアジアに対する加害責任の認識はきわめて弱かったといわざるを得ない。軍事独裁体制下で苦しめられていた韓国民衆との連帯もあまり意識されなかった。革新勢力や一部保守のなかには中国や北朝鮮との友好交流の活動があったが、それらは支配層との交流にとどまり民衆レベルのものとは言えなかった。

アメリカの勢力下にある国・地域の民衆との連帯も、対立する社会主義圏の民衆との連帯も、ともに欠けていた。冷戦構造の下で東アジアの民衆は分断されていた。東アジア諸国・地域を全体として戦略的に見ていたのはアメリカだけであり、民衆の分断の上にアメリカによる東アジア支配がおこなわれていたと言つてよいだろう。それらの地域にはりめぐらされたアメリカの軍事同盟網と米軍基地のネットワークは、アメリカの東アジア支配を支える骨格をなしていた。

三 東アジアにおける米軍と性売買

1 米軍の性対策

米軍基地網は東アジア社会に大きな負の影響を生み出した。その一つとして米軍基地と性売買について取り上げてみたい。

戦前期、大日本帝国が植民地を拡大していく過程で、日本本土の公娼制を朝鮮、台湾、満州、中国（租界）に拡大し、性売買と人身売買のネットワークが形成された（藤永二〇〇

五。こうした性売買システムは、一時期、国際連盟による取り組みや国内での廃娼運動などによって批判され動揺を見せるが、アジア・太平洋戦争期には、日本軍「慰安婦」制度として日本の占領地全域に性奴隷制が拡大された〔吉見一九九五〕。

こうした性奴隷制は日本の敗戦によって瓦解した。ところが女性の人身売買と性売買は米軍の駐留にともなう復活していった。また米兵による性犯罪も深刻な問題となった。

米軍の性対策についてかんたんに整理しておくに〔林 〇〕、娼婦を登録管理し、性病検査をおこなって兵士の相手をさせるという公娼制（あるいは集娼制）は、将兵の性病予防策としては失敗であり、また国内世論からも許されないと判断し、米軍駐屯地周辺の娼婦を摘発追放し、将兵が娼婦と接触しないことが最善の性病予防策であるという政策、すなわち売春禁圧策を一九一〇年代からとってきた。この米軍の政策は、公娼制を導入した日本やかつての西欧諸国の考え方とは違ったものだった。米国内ではそうした政策を行政・民間の協力を得て実施し、海外でも可能な所ではそのような対策を取ろうとしていた。しかし各地に派遣された部隊の司令官や軍医の中にはその軍中央の政策に批判的で、娼婦の性病検査をおこなって将兵の相手をさせることを奨励するものもいた。そのため軍中央は、そうした事例がわかると米兵相手の売春宿を閉鎖させる措置をとったが、第二次世界大戦中、米軍の駐留が世界各地に広がり、さらに終戦とともに軍紀の弛緩が進むと売春禁圧策は有名無実化する状況が生まれていた。

日本に進駐してきた米軍に対して、日本の内務省は米軍向け慰安施設 R A A（特殊慰安施設協会）を設置提供し、米軍の幹部たちもそれを利用する方策を取った。ただその結果、米軍将兵の性病の蔓延を招き、またワシントンに知られるところとなり、陸軍省の指導で四六年三月には R A A をオブリミッツにし、利用をやめざるを得なくなつた〔林 〇〕。

この R A A は日本政府のてこ入れで売春業と人身売買が復活する契機となった。R A A は米兵相手の売春業は続けられなくなったが、形を変えた米兵相手の売春が横行することになる。米軍は、娼婦は性病の感染源であると思ひ、日本の警察を使って娼婦の摘発、性病検査と治療の強制をおこなうが、状況は変わらなかつた。その間、ペニシリンによる性病治療法が進歩し、性病にかかった将兵を原則として入院させずに外来治療で処置することにした。かつては性病は治りにくい病気であり、かつ治療に長い時間がかかるため兵力の損失につながつた。そのため軍は性病予防に熱心に取り組んだのだが、性病が必ずしも兵力の損失にはつながらなくなったのである。もちろんペニシリンが効かないケースもあり、治療を誤ると重症に陥る危険性もあるので一定の注意は払われたが、軍中央の主要な関心事ではなくなつていく。特に一九五〇年代に入ると軍中央や軍医総監部でも性病問題はほとんど関心を引かなくなつていった。そうした中で、軍が売春を公認ないし関与していることが本国に知られると、議会やキリスト教団体などから厳しい批判を受けるので、売春禁圧という公式の政策は維持されたが、米兵による買春は事実上放任されるようになった。それが四〇年代末から五〇年代にかけての状況だつた〔林 〇〕。

2 米軍基地と性売買

朝鮮戦争が勃発すると、朝鮮半島に大量の米軍が投入されるとともに日本はそれらの部隊の経由地となり、また在日米軍も増強された。日本では米陸軍の駐屯地や R & R（休養回復）センター周辺が売春地域となった。米軍は将兵の士気を維持するために休暇制度を

確立させ、朝鮮半島から随時、休暇で将兵を日本などに送り込んだことが、そうした状況を促進した。日本に駐留していた極東軍司令部は、米軍の経済的影響力を使って、性病感染源をオフリミッツにすることにより、その経済的打撃を憂慮する行政と地元の協力（性病に感染した女性の摘発と治療）を得るという方式をとった。こうすれば、売春地区をオフリミッツにして売春を認めないという建前を維持しながら、街娼の排除と米兵相手の娼婦の性病検診を地方行政と業者にやらせることができたからである。

一九五三年五月の厚生省調査によると、日本全土（沖縄は含まれない）における娼婦の人数は、集娼五万九〇一八人、散娼六万三〇三五人（うち主として外人を相手にする「洋パン二万九二六二人」、芸妓四万五九七八人」とされている。同じ調査の別のデータによると、「駐留軍基地周辺散娼」は四万四九四三人とされている〔労働省一九五三、八四―八五頁〕。この時期の日本の売春業にとって米軍は大きな存在であった。

沖縄では、四七年三月に「占領軍への娼業禁止」などの三つの米軍政府特別布告が出されているが、売春そのものは見逃されていた²⁰。基地建設の本格化とともに四九年九月越来村（現在の沖縄市）に「八重島」特飲街、別名ニューコザとも呼ばれる歓楽街が軍の示唆で作られた。その後も小禄村の辻新町など米兵向けの特飲街が各地に作られていった。表向きは飲食店などが並び売春街ではないとされたが、実際には売春が黙認されていた〔藤目二〇〇三、那覇市総務部女性室二〇〇二〕。

このニューコザについて、極東軍司令部憲兵隊はオフリミッツにするように要請したが、琉球軍司令部は、行政当局が必要な措置をとっているという理由で拒否し、米兵向けの売春地域は維持された。さらに五三年にはAサイン方式（米軍人軍属の立入りを認めたレストランやバーなどに許可証であるAサインを掲示させる方式）が導入されている。八重島特飲街には五四、五年の多いときには三〇〇軒ほどのバー、キャバレーが林立していた。ここだけで売春に関わっていた女性は千人を超えると推定されている〔沖縄タイムス』一九五九年一月一〇日〕。

沖縄でも将兵のなかから性病感染者が出ると、感染ルートを調査し、感染させた女性あるいはバーや売春宿を特定し、それらにオフリミッツの措置をとった。米民政府の公衆衛生担当将校は、オフリミッツが売春宿の所有者や経営者のよりよい協力を引き出していることを認識していた²¹。建前上は売春を認めず、性病感染者が出るとオフリミッツ措置を取り、米兵の買春を認めない措置を取るが、実態はオフリミッツを通じて業者らに性病治療や衛生管理を徹底させるという方法が沖縄でも取られていたのである。

沖縄で性売買に関わっていた女性がどれほどいたのか、正確には把握できない。コザ保健所管内だけで一九五六年度の性病届出数は、男性が四五人、女性が七三九二人となっており、すべてがそうではないとしても、多くが売春に関わっている女性ではないかと推測される²²。ベトナム戦争期の一九六九年の調査である琉球政府法務局「沖縄における売春の実態調査」によると、「売春婦と思われる者」は総計七三六二人とされている〔市川一九七八、七八四―七八五頁〕。戦前は、一九三九年一月現在で、娼妓八四五人、芸妓二八七人、酌婦二五五人となっており、合計一三八七人であった〔太田良博一九八四、九二五頁、林²³、六三頁〕。戦後の米軍の駐留が、沖縄の性売買を何倍にも拡大したことがわかる。

韓国では、米軍政府は一九四六年に婦女子売買禁止令、四七年には公娼制等廃止令を公布した。しかしその一方で、米軍将兵の性病予防のために接客婦の定期健診と性病治療に

重点をおいた対策を打ち出した。検診を受けないと接客婦としてのライセンスを取り上げるというものであり、実質的には公娼制が維持された¹⁵⁾。一九四九年には、韓国全土で接客婦の要受診人数五万六九七四人のうち五万三六六四人が受診したと報告されている¹⁶⁾。その後、米軍は撤退するが朝鮮戦争が勃発し、米軍が再びやってきた。五一年に入り戦線が三八度線付近で停滞するようになると米兵の性病罹患率が急増した。そこで米軍は接客婦の検診と性病治療を実施する方針を決め、国連文民援助司令部が行政当局、特に警察を使ってそうした対策をまずプサンから順次実施させていった¹⁷⁾。

一方、韓国政府は、五一年五月国連軍向けの慰安方法として、ダンスホールと慰安所設置を決定、同時に韓国軍兵士向けの特別慰安隊を結成することも決めた。七月にはまずプサンに国連軍専用の慰安所七四軒とダンスホール五軒が設けられた¹⁸⁾。他方、韓国軍向けの特別慰安隊は、ソウルに三つ、江陵に一つの計四つの部隊を設置、一九五二年には四つの部隊の慰安婦総数八九人が移動して慰安に赴き、1年間で合計二〇万四五六〇人に「慰安」を実施したと報告されている。ほかにも慰安隊が設置されたようであるが、休戦後の五四年三月に解散した「金二〇〇四」。国連文民援助司令部が韓国政府と地方行政機関を指導しておこなわせた接客婦の検診体制と国連軍向け慰安所は重なるものと思われる。

休戦後の五四年八月の保健社会部の調査によると、韓国全国の登録者数は、慰安婦七七〇〇人、UN慰安婦二五六四人、ダンサー一三二三人、接待婦二五八九人、その他二二三七人、合計一万五四二三人となっている¹⁹⁾。UNは国連軍を指すと思われるし、「慰安婦」という言葉は、戦後の韓国では外国兵士相手の娼婦を意味する言葉であつたので、ともに国連軍（米軍主体）相手の女性であつたと見られる。

一九五八年時点の数字によると、韓国の売春女性は三〇万人余りにのぼり、うち韓国人相手が四〇・九パーセント、米兵相手の「洋公主」が五九・一パーセントを占めていると報告されている（『京郷新聞』一九五八年八月一日）「韓国女性ホットライン連合二〇〇四、三七九頁」。朝鮮戦争前の売春女性の人数が登録された者だけであるが約五万人余りであつたのに比べて、朝鮮戦争のなかで一気に増えていることがうかがわれる。朝鮮戦争による生活基盤の破壊、夫を失った寡婦が大量に生まれたことなどがその背景にある。

いずれにせよ国連軍向け「慰安婦」にとどまらず、米兵相手の性売買は韓国の性売買を大きく拡大させることになった。その後、米軍基地周辺に基地村が形成され、七〇年代には韓国政府が積極的に米兵向け売春施設の整備をおこなうようになる[Katharine1997]。

一方で性売買は韓国政府によって観光産業として着目、利用されるようになり、一九七〇年代にいわゆるキーセン観光として問題化した[韓国女性ホットライン連合二〇〇四、申一九九七]。

フィリピンにおいても米軍基地周辺での売春が多かつたことはよく知られているし[Sturdevant1992]、ベトナム戦争時には、南ベトナムやタイで米兵相手の性売買が横行した。南ベトナムでは南北統一後、娼婦たちのリハビリテーションが取り組まれ性売買は縮小したが、その後の経済開放により事態は変わりつつあると見られる、タイでは米軍駐留によって広まった性売買は、米軍撤退後、観光客相手に広がっている。さらにフィリピンやタイ女性は人身売買で海外に連れだされている。またその後も米軍艦船はしばしばタイに立ち寄り、米兵に公然と買春させている[Enloe2000, pp. 71-72]。

日本本土においても一九五〇年代末の米地上軍の撤退にともない基地売春は急速に縮

小するが、そこで広がった性売買は衰退するどころか、日本人男性を顧客にして一層盛んになっている。韓国においても米軍相手以上に韓国人男性相手の性売買が横行している。そしてアジアだけでなくロシアや南米など世界各地から人身売買された女性の主要な送り込み先として日本や韓国が挙げられるのが今日の姿である〔京都YMCA二〇〇二〕。

東アジアにおける米軍基地は、各地域における性売買を大量に生み出し、性売買の隆盛の契機となった。そこで復活あるいはあらたに盛隆した性売買は、各国・地域の経済成長や米軍の撤退縮小のなかで米軍依存を脱しながらも、その国の男性あるいは観光客相手（日本や韓国からだけでなく欧米からも含めて）の性売買として拡大している。そしてそうした東アジアに向かって、世界各地で人身売買された女性たちが送り込まれている。

こうした性売買・人身売買の横行とそれを当然視する社会は、性売買女性への侮蔑的差別的な意識を再生産しつつ、そのなかでアジア太平洋戦争下の性暴力被害者ならびに米軍による性暴力被害者は長年にわたって沈黙を余儀なくされていったのである。

おわりに

第二次世界大戦後の米軍基地とは何だったのか。それは東アジア諸国・地域の民衆を分断し、脱植民地化のプロセスを歪ませ、軍による性暴力を継続させた。そうした上にアメリカによる東アジアでのヘゲモニーが確保された。日本の植民地支配と侵略戦争の責任はあいまいなまま、その被害者たちは沈黙を余儀なくされた。その中で日本本土は相対的に軍事負担が少ない状態で経済成長を謳歌したが、その分、周辺諸国・地域に負担が転嫁されていった。

こうしたアメリカのヘゲモニーを克服できる主体的な条件はようやく一九九〇年代以降、形成されてきている。韓国や台湾の民主化、中国での経済開放と自由化、フィリピンなど東南アジア諸国での民主化のたたかいなどが進み、東アジアの民衆の平和と民主主義のネットワークが形成されてきている。日本の戦後補償を求める取組みもその一環である。日本の植民地支配と侵略戦争を克服する課題は、戦後の米軍ネットワーク下の軍事支配の克服の課題とオーバーラップしている。ようやく二〇世紀の負の遺産を克服することが東アジア民衆の共通の課題として提起され、それを実現しうる主体的条件が生まれつつある時代をいま迎えていると言えるだろう。

【参考・参照文献】

- 明田川融 『日米行政協定の政治史―日米地位協定研究序説』法政大学出版局、一九九九年。
- 荒敬 『朝鮮戦争前後の在日米極東軍』『早報日本現代史』第四号、一九九八年。
- 李圭泰 『栗ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成過程』信山社、一九九七年。
- 池田慎太郎 『中立主義と吉田の末期外交』豊下梢彦編 『安保条約の論理―その生成と展開』柏書房、一九九九年。
- 市川房江編集・解説 『日本婦人問題資料集成』第一巻、ドメス出版、一九七八年。
- 伊藤裕子²² 『アメリカの戦後対フィリピン政策の変容』『国際関係学研究』No.23、一九九六年。
- 伊藤裕子²³ 『戦後アメリカの対フィリピン軍事政策と日本要因』一九四五―一九五一年』

- 池端雪浦、リディア・Z・ユート・ホセ編 『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、二〇〇四年。
- 植村秀樹 『再軍備と五五年体制』木鐸社、一九九五年。
- 大田昌秀 『沖縄の挑戦』恒文社、一九九〇年。
- 太田良博・佐久田繁 『沖縄の遊郭』月刊沖縄社、一九八四年。
- 沖縄県総務部知事公室 『沖縄の米軍及び自衛隊基地』一九九六年。
- 沖縄県基地対策室 『沖縄の米軍基地』二〇〇三年三月。
- 『沖縄県史 資料編 4 現代 2 和訳編』琉球列島の軍政 1945-1950』二〇〇二年。
- 我部政明 『日米関係のなかの沖縄』三一書房、一九九六年。
- 川上高司 『米軍の前方展開と日米同盟』同文館出版、二〇〇四年。
- 韓国女性ホットライン連合編(山下英愛訳) 『韓国女性人権運動史』明石書店、二〇〇四年。
- 京都 YMCA・APF 編 『ア身売買と受入大国 ニッポン—その実態と法的課題』明石書店、二〇〇二年。
- 金貴玉 『朝鮮戦争と女性—軍慰安婦と軍慰安所を中心に』徐勝編 『東アジアの冷戦と国家テロリズム』御茶ノ水書房、二〇〇四年)。
- 河野康子 『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、一九九四年。
- 古関彰一 『平和国家—日本の再検討』岩波書店、二〇〇二年。
- 申蕙秀(金早雪訳) 『韓国風俗産業の政治経済学—従属的發展とセクシャル・サービス』新幹社、一九九七年。
- 徐勝編 『東アジアの冷戦と国家テロリズム』御茶ノ水書房、二〇〇四年。
- 田中宏 『在日外国人』岩波新書、一九九二年。
- 中野聡 『フィリピンの米軍基地問題—植民地時代から1992年まで』藤本博・島川雅史編著 『アメリカの戦争と在日米軍』社会評論社、二〇〇三年。
- 那覇市総務部女性室編 『なは・女のあしあと—那覇女性史 戦後編』琉球新報社、二〇〇一年。
- 林博史^a 『沖縄戦と民衆』大月書店、二〇〇二年。
- 林博史^b 『アメリカ軍の性対策の歴史—一九五〇年代まで』『女性・戦争・人権』第九号、二〇〇五年三月。
- 韓洪九(高崎宗司監訳) 『韓国現代史』I II、平凡社、二〇〇三—二〇〇五年。
- 平井和子 『米軍基地と『売春』—御殿場の場合』『女性学』Vol.5、一九九七年。
- 藤永壮 『植民地公娼制と日本軍 慰安婦』制度』早川紀代編 『戦争・暴力と女性3—植民地と戦争責任』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- 藤目ゆき 『東アジア冷戦とジェンダー』『科学研究費補助金(C)研究成果報告書』、二〇〇三年。
- 藤原彰ほか 『新版日本現代史』大月書店、一九九五年。
- 宮里政玄 『日米関係と沖縄』岩波書店、二〇〇〇年。
- 吉田裕 『昭和天皇の終戦史』岩波新書、一九九二年。
- 吉見義明・林博史編著 『異同研究—日本軍慰安婦』大月書店、一九九五年。
- 李鐘元 『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、一九九六年。
- 労働省婦人少年局 『婦人関係資料シリーズ 第二二号—売春に関する資料』一九五三年。

ロバート・D・エルドリッジ 『沖縄問題の起源—戦後日米関係における沖縄 1945-1952』 名古屋大学出版会、二〇〇三年。

Cynthia Enloe, *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives* (California: University of California Press, 2000)

Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States*, 各年版 (DoC)

Department of Defense, *Active Duty Military Personnel Strengths by Regional Area and by Country, December 31, 2001* (DoDa)

Department of Defense, *Base Structure Report: Fiscal Year 2005 Baseline* (DoDb)

Department of Defense, *Deployment of Military Personnel by Country*, 各年版 (DoDc)

James F. Schnabel, *History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1945-1947* (Washington DC: Office of Joint History, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1996) (HJCS)

James F. Schnabel, *History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1947-1949* (Washington DC: Office of Joint History, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1996) (HJCS47)

Katharine H.S. Moon, *Sex Among Allies: Military Prostitution in U.S.- Korea Relations* (New York: Columbia University Press, 1997)

Roger Dingman, "American Policy and Strategy in East Asia, 1898-1950: The Creation of a Commitment", in Joe C. Dixon (ed.), *The American Military and the Far East* (Hawaii: University Press of the Pacific, 1982)

Sandra Pollock Sturdevant & Brenda Stoltzfus, *Let the Good Times Roll: Prostitution and the U.S. Military in Asia* (New York: The New Press, 1992)

Stanley B. Weeks & Charles A. Meconis, *The Armed Forces of the USA in the Asia-Pacific Region* (London: I. B. Tauris, 1999)

註)

¹ DoDa. なおここには、レンタルしているビル一棟（常駐者なし）というもののまで一か所として挙げられているので、基地とは言えないような施設も含まれている。

² DoDb. この資料によると米軍スタッフが駐留している国は計一四五か国にのぼる。なお一〇〇人以上が駐留している国は三〇か国である。

³ HJCS, p.144-145. これらの戦後基地計画資料は、米国立公文書館のRG218のなかの戦後軍事基地要求「Post War Military Base Requirements」文書群に含まれている。以下、RGを示した資料は、米国立公文書館所蔵資料である。

⁴ 沖縄をめぐる動きは、エルドリッジ、我部、大田昌秀、宮里の各書参照。

⁵ "Okinawa Briefing Notes: Okinawa Construction Program," 24 Feb. 1953 (文書作成者不明、米工兵隊司令部資料、沖縄市史編集室所蔵)。

⁶ マツカーサーの構想からNSC60/1決定までの経緯は、明田川一九九九、四四—五五頁、参照。駐留米軍の特権的な地位については同書を参照していただきたい。

⁷ 韓国における対日協力者、親日派については、徐勝、韓洪九、李圭泰の各書など参照。

⁸ 極東軍司令部より指揮下部隊への通達、一九五二年七月七日 RG554/Entry79A/Box62)。

⁹ この時期の日本本土における基地と売春については、藤目二〇〇三、平井一九九七など参照。

- 10 琉球軍政府における売春問題についての会議録 RG554/Entry67/Box62)。
- 11 一連のやりとりの文書は、RG554/Entry79A/Box50。
- 12 米琉球軍軍医部における感染症についての合同管理会議における米民生府公衆衛生福祉局ヒル中佐の発言、一九五三年四月一日 GHQ/SCAP 文書、PHW-03081、沖縄県公文書館所蔵)。
- 13 琉球政府予防課「性病に関する書類」(一九六六年ごろの文書、沖縄県公文書館所蔵)
- 14 朝鮮米軍政府より陸軍省民政局への報告、一九四八年七月二七日 RG554/Entry79A/Box78)。
- 15 RG331/SCAP 文書/Box9432。
- 16 一九五一年中の第八軍司令部月例報告 RG407/429/1152)。国連文民援助司令部の文書にも関連する資料が含まれている RG554/A1-1301/27 など)。
- 17 Lee Im Ha, “Korean War and Mobilization of Women” 世界女性学大会での報告、二〇〇五年六月、ソウルにて)。
- 18 玄英健「色あせてゆく肉体を待ちながら―接待婦たちの生態」(韓国語) 妥苑』三号、一九五六年一月 山下英愛氏より提供していただいた)。

表1 戦後基地建設計画(JCS570/40)による基地リスト

基地区域	定義	場所
最重要基地群	戦略的要衝に位置し、アメリカとその領土、西半球およびフィリピンの安全保障に必要な基地システムの基礎を構成する基地。	パナマ運河地域、ハワイ諸島、マリアナ諸島、フィリピン諸島、琉球諸島、アラスカ南西部-アリューシャン列島、ニューファウンズランド、アイスランド、プエルトリゴ、バーズン諸島、アゾレス
第二重要基地群	最重要基地群の防衛とアークセレス、また軍事作戦展開のために必要な基地。	フェアバンクス-ノーム-アラスカ中西部、ミッドウェイ島、ジョンストン島、ウェーク島、南鳥島、小笠原諸島-火山列島、トラック島、クワゼリン島、マヌス、米サモア、ガラパゴス諸島、カントン島、バミューダ、グリーンランド、ベルズ諸島、アセンション島、グアタナナモ (キューバ)、トリニダード、パナマ共和国にある空軍基地、ナターール-レシフェ地域 (ブラジル)
補助的基地群	最重要・第二重要基地群のシステムの柔軟性を増すために必要な基地。	アネット (アラスカ)、ヤクタット (アラスカ)、ヤップ-ウリチ、エニウエトク、タラワ、マジュロ、バルミラ、パラオ、台湾、フナフチ、タララ (ペルー)、カナリア諸島、ジョージタウン (英ギアナ)、ベレン (ブラジル)、セントトマス、アンティグア、サンタルチア、パルマ
副次的基地群	基地システムの柔軟性を増し、その有用性を保証するため、未獲得であれば、通過権とその他の軍事的な権利を必要とする基地。	モロタイ、ピアク、ガダルカナル-ツラギ、エスピリトサント、ヌメア (ニューカレドニア)、ピチレブ、エドモントン-ホワイトホースからアラスカまで、チーモ駐屯地-フロビシヤ-湾からグリーンランドまで、サリナス (エクアドル)、パティスタ駐屯地 (キューバ)、ジュリアン-ラフエ (キューバ)、キューソナー、クリスマス島、ボラボラ島、クリップトン諸島、ウポル、英サモア、ジャマイカ、スリナム、カサブランカ (ポールリョーテール)、ダカール、モンロビア、グースベイ (ラブラドル)

(出典)ロバート・D・エルトリッチ『沖縄問題の起源』26頁より。